

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案 参照条文

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬ。

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。